

省令

○文部科学省令第二十号

独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第六十六号）第十三条第二項の規定に基づき、独立行政法人大学入試センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月五日

文部科学大臣 萩生田光一

独立行政法人大学入試センターに関する省令の一部を改正する省令（平成十三年文部科学省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（試験の実施の方法その他試験に関し必要な事項）</p> <p>第十八条 センター法第十三条第一項第一号の試験の名称は、大学入学共通テストとする。</p> <p>2 大学入学共通テストは、各大学がセンターと協力して、同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施するものとする。</p> <p>3 大学入学共通テストの検定料は、センターが当該試験の出願を受取るときに徴収するものとする。</p> <p>4 前項の規定によりセンターが徴収する検定料の額は、大学入学共通テストにおいて、三教科以上を受験しようとする場合は一万八千円、二教科以下を受験しようとする場合は一万二千円とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、大学入学共通テストの実施に関し必要な事項については、別に文部科学大臣が定める。</p>	<p>（試験の実施の方法その他試験に関し必要な事項）</p> <p>第十八条 センター法第十三条第一項第一号の試験の名称は、大学入試センター試験とする。</p> <p>2 大学入試センター試験は、各大学がセンターと協力して、同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施するものとする。</p> <p>3 大学入試センター試験の検定料は、センターが当該試験の出願を受取るときに徴収するものとする。</p> <p>4 前項の規定によりセンターが徴収する検定料の額は、大学入試センター試験において、三教科以上を受験しようとする場合は一万八千円、二教科以下を受験しようとする場合は一万二千円とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、大学入試センター試験の実施に関し必要な事項については、別に文部科学大臣が定める。</p>

附則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第十八条の規定は、この省令の施行の日以後に実施される独立行政法人大学入試センター法第十三条第一項第一号の試験について適用する。

○厚生労働省令第十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十七条第二項第一号及び第八十一条第三項第一号の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）
第一条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>（管理者）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号イ③に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3（略）</p>	<p>（管理者）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号イ③に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3（略）</p>

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正）
第二条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>（管理者に係る経過措置）</p> <p>第三条 令和九年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準第三条の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号イ③に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>2 令和三年四月一日以後における前項の規定の適用については、前項中「第二条」とあるのは「令和三年三月三十一日までに</p>	<p>（管理者に係る経過措置）</p> <p>第三条 平成三十三年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準第三条第二項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号イ③に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>（新設）</p>

（傍線部分は改正部分）

介護保険法第四十六条第一項の指定を受け... 介護保険法第四十六条第一項の指定を受け... 介護保険法第四十六条第一項の指定を受け...

この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

告示

○総務省告示第百八十七号 次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、令和二年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地

愛國勤労者団体政治結社日 片山 英樹 酒田 章 東京都板橋区板橋四一三二一

IBS 峯村 久美 菊地 厚 東京都町田市真光寺二一八一

伊豆美沙子の博愛心を地域 戸嶋 浩次 田中正三郎 福岡県福岡市東区香椎照葉三一三一

茨城の魅力向上プロジェクト 樋渡 亨 海老原利幸 茨城県つくばみらい市山王新田二九〇一六

改革推進党 柏井 茂達 角田 幹之 東京都港区麻布台三一二一四

神の人類世界政府、神の国民国家、地球建設、宇宙建設党（英語名称）HOD、S、CORLMD、HUMD、WORLD、COSLMD、HUMD、NR、LD、GOSLMD、RS、N、MWOA、TL、D、PARTY

Table listing various political organizations and their members. Columns include organization name, representative name, and address. Organizations include 環境党, 関西浪速連合, 関東会練成書院, etc.